

次世代インフラ・復興再生戦略協議会運営規則

平成25年11月26日

次世代インフラ・復興再生戦略協議会

(戦略協議会の運営)

第1条 次世代インフラ・復興再生戦略協議会(以下「戦略協議会」という。)の議事の手続、その他戦略協議会の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(座長・副座長)

第2条 戦略協議会には座長及び副座長を置く。

2 座長は、戦略協議会の事務を掌理し、副座長は座長を補佐する。

3 座長が戦略協議会に出席できない場合は、副座長又はあらかじめ座長が指名する構成員が、その職務を代理する。

(構成員の欠席)

第3条 戦略協議会に属する構成員が戦略協議会を欠席する場合は、代理人を戦略協議会に出席させることはできない。また、他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 戦略協議会を欠席する構成員は、座長を通じて、当該戦略協議会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 戦略協議会は、構成員の過半数が出席しなければ、議決することができない。

2 戦略協議会の議事は、構成員で会議に出席した者の半数以上で決し、可否同数の場合は座長の決するところによる。

3 戦略協議会は、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。

4 戦略協議会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。

(調査・検討事項)

第5条 戦略協議会は、次の事項に関し調査・検討等を行う。

(1) 第4期科学技術基本計画第Ⅱ章及び第Ⅲ章のうち、別紙に定める次世代インフラ及び復興再生に関する事項（復興再生に関する事項のうち、地域資源戦略協議会が担当する事項を除く）

(2) 科学技術イノベーション総合戦略第2章のうち、第Ⅲ節及び第V節で示す事項（第V節第3款(2)災害にも強いエネルギー・システムの構築のうち再生可能エネルギーに関する事項及び(3)地域産業における新ビジネスモデルの展開に関する事項を除く）

(3) 前各号に掲げる事項に附帯する事項

2 戦略協議会が、前項の調査・検討事項の議決内容について他の戦略協議会と共有し、意見を求める必要と認めた場合、戦略協議会の座長は他の戦略協議会の座長に議決する内容について連絡する。

3 戦略協議会は、ICTワーキンググループ(以下、ワーキンググループを「WG」と言う。)を設置し、第1項(1)のうち別紙に定めるICT-WGが担当する事項並びに第1項(2)のうち第Ⅲ節第3款(4)次世代インフラ

基盤の実現に関する事項(水環境に係るものを除く)について、ICT-WGに必要な調査・検討等を行わせることとする。

4 戰略協議会は、第1項(1)のうち別紙に定める環境WGが担当する事項並びに地球環境観測及び水環境に係る第1項(2)の事項について、エネルギー戦略協議会が設置する環境WGに必要な調査・検討等を行わせることができる。

5 戰略協議会は、第3項に関する事項についてはICT-WGの議決をもって、また第4項に関する事項については環境WGの議決をもって戦略協議会の議決とする。

6 前項に規定する事項についてWGが議決したときは、WGの座長は、速やかに戦略協議会の座長にその議決の内容を報告しなければならない。

(公開)

第6条 戰略協議会の会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により戦略協議会の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議事内容の公表)

第7条 座長は、戦略協議会における議事内容を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、戦略協議会の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができます。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、戦略協議会に関し必要な事項は、座長が定める。

(了)